

## 財団法人尾瀬保護財団の寄付に関する取扱指針

(趣旨)

第1条 この指針は、財団法人尾瀬保護財団(以下「財団」という。)の寄付に関する適切な取り扱いを図ることを目的に必要な事項を定める。

(寄付の原則)

第2条 財団への寄付は次のとおりとする。

- 一 寄付は金銭による寄付を原則とする。
- 二 物品等による寄付は、その他の支援として金銭による寄付に準じた取り扱いを行う。
- 三 財団への寄付は、当該寄付を行う者から直接財団に寄付することを原則とする。

(寄付金の使途)

第3条 寄付金の使途は次のうちから選択できるものとする。

- 一 一般寄付：使途目的を限定しない寄付
- 二 特定寄付：使途目的を限定し、特定事業を支援する寄付

(寄付の種類)

第4条 寄付の種類は次のとおりとし、広く一般国民、企業から募集する。

- 一 特別協賛寄付：原則3年に渡る毎年30万円以上の寄付、または一時の100万円以上の寄付
- 二 協賛寄付：原則3年に渡る毎年10万円以上30万円未満の寄付、または一時の30万円以上100万円未満以上の寄付
- 三 その他の寄付：特別協賛寄付、協賛寄付以外の寄付

(寄付の申込)

第5条 財団に寄付の申し込みがあったときは、寄付申込書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 寄付者が個人の場合
- 二 寄付金額が5,000円未満の場合
- 三 その他、寄付申込書を省略しても差し支えないと認められる場合

(受領の審査)

第6条 財団に寄付申し込みがあった場合は、原則当該寄付を受領する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 寄付の目的が財団の活動と合致しないと認められる場合
- 二 寄付によって財団のイメージが損なわれる恐れがあると認められる場合
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)からの寄付と認められる場合。また、暴力団員が役員となっているもの及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものからの寄付と認められる場合。

- 2 寄付の申込について、必要と認める場合は財団企画運営委員会の意見を聞くことができる。

#### (寄付の公表)

第7条 寄付者の賛同を得た上で、財団の機関誌、ホームページ等に寄付者の名称等を掲載するものとする。

なお、特別協賛寄付及び協賛寄付については、特別協賛寄付者、協賛寄付者として公表するものとする。

#### (寄付の依頼)

第8条 財団に対する継続的な支援を確保するため、企業等に対し積極的に寄付の依頼を行うものとするが、事前に次について十分留意する。

- 一 企業等の内容
  - 二 企業等の環境保全に対する考え方と取り組み
  - 三 企業等の社会貢献に対する考え方と取り組み
- 2 寄付依頼の結果、企業等が財団の活動等を理解し寄付を承諾した場合は、寄付申込書を徴するものとする。ただし、寄付申込書を省略しても差し支えないと認められる場合はこの限りではない。
  - 3 寄付の依頼について、企画運営委員会の意見を聞くことができる。

#### (寄付金の返還)

第9条 寄付の受領後に、次の各号のいずれかが判明した場合は、寄付金を寄付者に返還することが出来る。

- 一 第6条第1項に該当する事由が判明した場合
- 二 寄付申込書に虚偽の内容が記載されていた場合
- 三 その他、寄付者に不適切な行為があった場合

施行 平成19年9月21日

平成24年11月16日 一部改正